

発議第7号

激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和2年11月30日提出

提出者 多可町議会議員 日原茂樹

賛成者 多可町議会議員 門脇教蔵

意見書 第3号

激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための 社会資本整備の更なる推進を求める意見書

令和2年7月豪雨では、九州地方など広範な地域において、河川の氾濫や土石流等が多数発生し、地域の社会経済活動が麻痺するとともに、数多くの人命、財産が失われた。

近年、激甚化・頻発化する豪雨災害への対策はもとより、南海トラフ地震や山崎断層帯地震などへの対応は喫緊の課題であり、地域の安全・安心を確保するため、令和2年度で完了する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き、全力で対策に取り組む必要がある。

よって、国におかれては、激甚化する自然災害に対応するため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業など対象事業の拡大も含めた5ヵ年計画を策定するとともに、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 排水機場や避難に必要な道路橋梁等、社会基盤施設の機能を災害時にも確実に発揮させるためには、継続的な施設の修繕・更新が不可欠であり、老朽化対策に必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 3 安全・安心のために必要な社会資本整備を着実に推進する予算を十分に確保すること。
- 4 広域的な大規模災害時において、迅速かつ円滑な復旧等に資する、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣や国による権限代行等が速やかに実施できるよう、国土交通省地方整備局の定員を増やすなど体制・機能の拡充・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
国土強靱化担当大臣

} 様

兵庫県多可町議会議長 吉田 政義